



第123号

発行所
一般財団法人
栃木県身体障害者福祉会連合会
宇都宮市若草1丁目10番6号
とちぎ福祉プラザ2階
発行人 麦倉仁巳
TEL 028-624-8408
FAX 028-624-8418

平成28年度事業計画案
並びに収支予算案承認

平成28年2月20日に開催された理事会並びに平成28年2月27日に開催された評議員会において、平成28年度事業計画案並びに収支予算案が次のとおり承認されました。

〔会 議〕

- (1) 理事会
(2) 評議員会
(3) 監事会
(4) 正副会長会議
(5) 団体会長会議
(6) 女性部総会・役員会
〔事業〕
(1) 委託事業（社会参加促進事業）
・ 野外訓練
(2) 教養訓練事業
・ 身体障害者相談員研修会
・ 栃身連主催研修会
・ 女性部交流研修会
・ 関係団体会主催研修会



平成28年度 収支予算
一般財団法人栃木県身体障害者福祉会連合会
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 予算額 (Budget). Rows include 経常収益計, 経常費用計, 事業費支出計, 管理費支出計, and 当期経常増減額.

- (3) 身障者スポーツ振興
・ 全国障害者スポーツ大会
・ 栃木県障害者スポーツ大会
(4) 身障福祉思想の普及啓発
・ 身障福祉会報
・ 日身連会報
・ 日本身体障害者福祉大会
・ 栃木県民福祉のつどい
・ 栃木県障害者文化祭
(5) その他の事業
・ JRシパング倶楽部特別会員
・ 賛助会員

平成28年度栃木県保健福祉部 障害福祉課予算概要 障害福祉課主管分（一般会計）17,188,352千円

(単位：千円)

Main budget table with 4 columns: 事業内訳 (抜粋), 予算額 (括弧は内数), 事業内訳 (抜粋), 予算額 (括弧は内数). It details various welfare programs and their budgets.

地域福祉会だより

佐野市身体障がい者福祉会

会長 横塚武夫

佐野市身体障がい者福祉会は、平成17年2月28日、旧佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町の一市二町の合併により構成された組織です。

現在、身体障害者手帳所持者は4403名、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の人を合わせると6161名。しかし福祉会に入会している人は手帳交付数の一割程度で、高齢化が進み若い人たちの入会申込者もないのが現実です。

福祉会の活動内容としては、会員の親睦旅行、役員研修、スポーツ大会、特に足利市で行われる両毛広域スポーツ大会は両毛地区広域行政推進協議会の一事業として開始されたもので、昭和56年にスポーツ教室として始まり、昭和59年からスポーツ大会として実施されています。平成6年度からは競技種目を「輪投げ、シャッフルボード」として行っていて、現在では

「スカットボール、ダーツ」との隔年競技開催となっております。

因みに27年度は、第32回大会となり、先輩たちの努力がうかがわれる歴史ある大会でもあり、何よりもスポーツを通じて両市の障がい者の交流の場として末永く継続できたらと思う次第です。

また、田沼アリーナで行われるスポーツ教室は参加者も多く、会員の皆さんの楽しみの一つでもあります。

その他、各支部において、カラオケ、美術館見学、手芸、スポーツ交流等、それぞれの催しも行われています。特にカラオケは得意な会員が多いので、佐野市主催で行われるイベント「ふれあいフェスティバル」のカラオケ大会では毎年、福祉会会員が1位、2位を独占しています。

なお、栃木県で行われる各行事には役員はもちろん会員の皆さんにもできる限り参加してもらえよう心がけております。

障がいをもつ者同士が出会い、ふれあい、楽しい生きがいのある生活ができるようお願い、活動を続けていきたいと思っております。



〈栃木県障害者スポーツ大会〉

〈両毛広域スポーツ大会〉



〈研修旅行〉

※女性部主催行事については次号にてお知らせします

3/上旬 予定	2/中旬 予定	2/上旬 予定	1/中旬 予定	12/2(金)	10/28(土) 29(日)	10/22(土) 24(日)	9/25(日)	8/26(金)	8/1(月)	7/10(日)	6/16(木) 17(金)	6/3(金)	5/25(水)	5/12(木)	4/27(水)	4/23(土)	4/2(土)
栃身連評議員会 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連理事會 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連女性部役員會 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連団体長會議 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃木県身体障害者福祉のついで 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃木県障害者文化祭 〈とちぎ福祉プラザ〉	全国障害者スポーツ大会 〈岩手県〉	栃木県障害者スポーツ大会 〈県総合運動公園〉	栃木県福祉のついで 〈栃木県総合文化センター〉	栃身連研修會 〈とちぎ福祉プラザ〉	関東甲信越静岡ブロック相談員研修會 〈新潟市〉	関東甲信越静岡ブロック協議會春季団体長會議 〈子サンホテル宇都宮〉	栃身連理事會 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連評議員會 〈とちぎ福祉プラザ〉	日本身体障害者福祉大会 〈京都府〉	栃身連理事會 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連監事會 〈とちぎ福祉プラザ〉	栃身連女性部總會研修會 〈とちぎ福祉プラザ〉

平成28年度
栃身連會議・関係行事等予定表

平成27年度 県委託事業 『野外訓練』

●6月15日 東京都
国立劇場 歌舞伎鑑賞教室

気軽に伝統芸能の生の舞台にふれていただくことを目的に、国立劇場では「歌舞伎鑑賞教室」を開催しています。出演者による「歌舞伎のみかた」の解説後、名作「壺坂霊験記」の上映があり、初めての方にも親しめる内容になっていました。バスは皇居周辺を回り車窓からの風景を楽しみながら帰途につきました。

●7月27日 長野県
富士見高原 花の里

八ヶ岳の裾野に位置する富士見高原。花の里ではユリと百日草が見頃を迎え、さわやかな高原の風を感じながら、色とりどりの花畑を楽しみました。また、自動運転の遊覧カートに乗って展望台まで登りました。天候にも恵まれ、富士山・北岳・奥穂高岳を望むことができました。



●9月7日 福島県
南会津 そば畑

標高1000mのたかつえ高原は寒暖差のある気候が適していることからそばの栽培が盛んです。見頃は少し過ぎていましたが、一面に白いそばの花が広がる光景はとても素晴らしいものでした。また、写真スポットとして知られる猿楽台地のそば畑にも立ち寄り散策を楽しみました。



●10月5日 茨城県
プラネタリウムとひたち海浜公園

茨城県日立市の日立シビックセンター内にある最新のプラネタリウムでは解説員による生の解説で今夜の星空の紹介や、秋の星座など美しい星空を鑑賞しました。午後からはひたちなか市にある国営のひたち海浜公園へ移動、シーサイドトレインに乗車し、広い園内を楽々周遊、「みはらしの丘」で途中下車しました。モコモコ、まるまる、ふわふわの『コキア』で一面覆われる丘は夏の緑色から紅葉し始めており、赤と緑のグラデーションが美しい景観を眺めることができました。



県委託事業の参加者募集は「県民だより」に掲載するほか、栃木県及び当会ホームページにおいて広報しています。

平成28年度身体障害者巡回相談

主に身体に障害をお持ちになっている方を対象に、整形外科医・リハビリ専門職・保健師等が次のような相談に対応します。医学的な相談、補装具の相談、身体障害者手帳の取得や等級変更に関する相談、リハビリ相談等。

開催日	会 場	住 所
6月8日(水)	トコトコ大田原	大田原市 中央1丁目3-15
7月14日(木)	小山市保健・福祉センター	小山市 中央町2丁目2-21
8月25日(木)	佐野市田沼中央公民館	佐野市 戸奈良町1-1
9月29日(木)	芳賀町保健センター	芳賀町 大字祖母井1090
10月12日(水)	那須烏山市保健福祉センター	那須烏山市 田野倉85-1
11月17日(木)	日光市今市保健福祉センター	日光市 平ヶ崎109
12月15日(木)	安足健康福祉センター	足利市 真砂町1-1
1月19日(木)	真岡市総合福祉保健センター	真岡市 荒町110-1
2月9日(木)	栃木市栃木保健福祉センター	栃木市 今泉町2丁目1-40

[開催時間] 午後2時～4時

- *相談をご希望の方は、お住まいの市町の障害福祉担当課にお申込みください
- *お住まいの市町を問わず、ご希望の回をご利用になれます。
- *急遽日程変更となる場合もありますので、必ずご予約の上ご利用ください。

問 とちぎリハビリテーションセンター相談支援部
(TEL)028-623-7010 (FAX)028-623-7255

JRジパング倶楽部特別会員

身体障害者手帳により購入できる乗車券以外の急行券や特急券が2～3割引で購入できる制度です。

加入資格	身体障害者手帳をお持ちの方 男性60歳以上、女性55歳以上
年会費	1,350円
新規申込	入会申込書と身体障害者手帳のコピーは郵送、年会費は銀行振込でお願いしています。詳細はお問い合わせください。
更新申込	お手続きは年会費のお振込みのみで完了です。

お申込み・問合せ先

栃木県身体障害者福祉会連合会
(TEL)028-624-8408 (FAX)028-624-8418

平成28年4月1日に

『障害者差別解消法』が施行されます

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

主な内容

- ①国・地方公共団体及び民間事業者は不当な差別的取扱いをしてはイケない
- ②国・地方公共団体は、合理的配慮をしなければならない（民間事業者は努力義務）
- ③国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備をはかる

不当な差別的取扱いとは…

障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。

障害者への合理的配慮に欠ける行為とは…

障害のある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁(※)を取り除く配慮を怠ることをいいます。

負担になりすぎない範囲で、個別の対応をすることが求められています。障害のある人からなんらかの配慮を求めた意思の表明があったにもかかわらず対応しないことは、差別に当たります。

※社会的障壁

障害がある人にとって日常生活または社会生活において障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念などのこと

[例：街中の段差]3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります

[例：書類]難しい漢字ばかりでは理解しづらい人もいます

[例：ホームページ]すべて画像だと読み上げソフトが機能しません

差別解消のための取り組み義務について

国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的取扱いが禁止され、障害者への合理的配慮が義務づけられています。なお民間事業者についても、不当な差別的取扱いは禁止されています。

	国の行政機関・地方公共団体等 (役所など)	民間事業者 (会社やお店など)
不当な差別的取扱い	不当な差別的取扱いが法律により禁止されます	不当な差別的取扱いが法律により禁止されます
障害者への合理的配慮	合理的配慮を行うことが法律により義務づけられています	合理的配慮を行うよう努力義務が課せられています

問 栃木県保健福祉部 障害福祉課

(TEL)028-623-3490 (FAX)028-623-3052

または、内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

この機関紙は赤い羽根共同募金配分金により発行しています

故人のご功績を偲び謹んで
ご冥福をお祈り申し上げます

野木町身体障害者福祉会会長
中村 聡 氏

平成28年3月3日永眠

栃木県身体障害者福祉会連合会評議員
増 利 夫 氏

平成27年12月24日永眠